

暴力団排除に関する特約

(総則)

第1条 この特約は、この特約が添付される契約（以下「契約」という。）と一体をなす。

(暴力団等排除に係る解除)

第2条 勝浦市（以下「発注者」という。）は、契約の相手方（以下「受注業者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 受注業者の役員等（受注業者が個人である場合にはその者を、受注業者が法人である場合にはその代表者、非常勤を含む役員、その支店若しくは営業所を代表する者又は経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する者をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
 - (2) 受注業者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴対法第2条第2号に規定する者をいう。以下同じ。）又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
 - (3) 受注業者の役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - (4) 受注業者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - (5) 受注業者の役員等が、暴力団、暴力団員又は前各号に該当する法人等（有資格業者でないものを含む。）であることを知りながら、これを不当に利用するなどしていると認められるとき。
 - (6) 受注業者が、契約の履行に当たり、前各号のいずれかに該当する者に契約の履行を委託し、又は請け負わせたと認められるとき。
- 2 受注業者が協同組合及び共同企業体である場合における前項の規定については、その代表者又は構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。
- 3 受注業者は、前2項の規定により契約が解除された場合は、違約金として、契約金額の10分の1に相当する額を発注者が指定する期限までに支払わなければならない。
- 4 契約を解除した場合において、契約保証金が納付されているときは、発注者は、当該保証金を違約金に充当することができる。
- 5 本条第1項及び第2項の規定により契約が解除された場合に伴う措置については、契約の定めるところによる。

(関係機関への照会)

第3条 発注者は、契約からの暴力団、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者の介入の排除を目的として、必要と認める場合には、受注業者の法人等についての名簿その他の必要な情報の提供を求めることができる。

2 発注者は、受注業者から提供された情報を所轄の警察署に提供することができる。

3 受注業者は、発注者が前項に基づき警察署へ情報の提供をすることについて、承諾するものとする。

(不当介入の排除)

第4条 受注業者は、契約の履行に当たり、以下の事項を遵守しなければならない。

(1) 暴力団又は暴力団員から不当又は違法な要求並びに適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けたときは、毅然として拒否し、その旨を速やかに発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。

(2) 受注業者の下請業者が、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたときは、毅然として拒否し、受注業者に速やかに報告するよう当該下請業者を指導すること。また、下請業者から報告を受けた際は、速やかに発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。

(不当介入排除の遵守義務違反)

第5条 発注者は、受注業者が前条に違反した場合は、勝浦市建設工事請負業者等指名停止措置要領の定めるところにより、指名停止の措置を行う。受注業者の下請業者が報告を怠った場合も同様とする。